



## 『活きている ことわざ』

船橋市議会議員（無所属・4期）

神田 廣栄（かんだひろえい）市議会報告

### 【事務所】

船橋市前原西 8-24-8

☎047-490-3333

Fax 465-7117

Eメール hiroei@muc.

biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www.hiroei.jp>

hiroei.jp

## 青天の霹靂（へきれき）・引導（いんどう）を渡す

【青天の霹靂】◇思いがけなく突発的に起こった出来事、大事件のたとえ。また、それについての衝撃のたとえ。

【解説】「青天」は青空。「晴天」とも書く。「霹靂（へきれき）」は雷鳴。

【引導を渡す】◇最終的な通告をして諦めさせること。

【参考】仏教で葬式するとき、迷わず仏のもとへ行けるよう、僧が経を唱え手引きする意から。

なんと6月に梅雨が明けてしまいました。統計をとって初めてのことだそうです。連日の猛暑にはまいりますが、通常、梅雨末期は豪雨がつきものでしたから、その被害がなかっただけでも幸いとしなければなりません。私は冬の寒さに比べて、夏の暑さは嫌いではありません。朝の4時過ぎから夜の7時頃まで明るく、活動時間が多いのが嬉しいです。



実は、第2回定例会の初日（5月24日）の朝、まさに『青天の霹靂』。突然ぎっくり腰みたいになり、3日間言うことしかできませんでした。残念ながら議会をお休みして入院まで覚悟した4日目に、知人の紹介で、某整体に行きました。這ってベットに横たわること30分余り「もう立てるからベットから降りてみて」と言われ、「まさか」の思いで降りたところ、更迭された日大の監督の言葉ではありませんが「信じて戴けないと思いますが」なんと立てたのです。寝ても覚めても一日中痛かった腰には全く触らずじまいでの出来事でした。

完治したわけではないと思いますが、痛みも全く無くなり、何よりも、立って自力で歩行できる嬉しさ、感謝感謝です。

ということで、議会も無事務めることができ、一旦諦めた一般質問ができました。

学校教育について3つ質問しました。

### ①防災教育について。震災の際の子供達の引き取りなど。



東日本大震災で、宮城県東松島市の小学校で、体育館に避難した女児を同級生の父親に引き渡した後、津波で亡くなられ、引き渡した学校の対応が問われ訴訟に発展。つい最近、最高裁で学校の上告が退けられました。児童の引き渡しについて船橋市では学校に対応が任していると感じていたので、統一すべきではないか、聞きました。

#### — 学校教育部長の答弁 —

教育委員会では、市立学校における統一した震災時対応「基本マニュアル」を作成し全校に配布しました。その中で「地震発生時の保護者引き渡しの基準」を設けていて、学校を含む地域の震度が、5強以上の場合は、保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。5弱以下の場合、安全が確認された場合は通常通り下校させる、ことになっています。

学校によってばらばらでないことが分かり安堵しました。

## ②中学校レスキュー部について。

今年の3月11日に、私の住む地域で、**中学校にレスキュー部を作った**という、荒川区立第二中学校の斎藤進校長を講師に招いた講演がありました。この中学校全校生徒 380名の70%にあたる 240名が部員になっているそうです。



レスキューと聞くと「危険な活動」と思われがちですが、内容は全く違い、生徒達が地域の人達と、防災訓練したり、地域活動に積極的に係わりあい「地域の大人とタテのつながりをつくる」ことを目的にしているものです。TVや全国紙に大きく取り上げられました。本市でも部活動とまでいかななくても、このように**地域と生徒との絆を深める活動**ができないか、伺いました。

### — 学校教育部長の答弁 —

中学生が災害時において大きな力になることから、各学校で、防災計画を基に「自助・共助をはぐくむ防災教育」を行っています。レスキュー部についても、参考になる試みと思われるので、今後、学校に対して紹介していきたいと思います。

## ③TVドラマ「やけに弁の立つ弁護士が学校で吠える」を観て。

私はこのドラマをほとんど観ました。学校と保護者、いわゆる**モンスターペアレンツ**との戦いのようなドラマでした。モンスターペアレンツに言い寄られる校長と教務主任。そして、学校が雇っている弁護士が法律論でモンスターペアレンツを戒める。校長は自己保身、教務主任は心で生徒と保護者に対応したい、というものでした。



このようなモンスターペアレンツがどこにもいるという現実があることを知っていましたので、面白いというより、心が痛むドラマでした。

先生方が心を病んで、悲惨な結果になる前に、学校に専門の弁護士を配置することができないものか、もちろん弁護士費用が安くはないので、市内の学校を回り、相談に乗る弁護士がいたらいいと思うがどうか、聞きました。

### — 学校教育部長の答弁 —

平成29年12月に文部科学省から「学校における働き方改革に関する緊急対策」が出され、教育委員会が特に留意して取り組むべき個別業務の役割分担が示されました。「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」として、「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」の中に、家庭との対応の関係で、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応が求められる場合などについて、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築するほか、法的相談を受ける**スクールロイヤー**等の専門家の配置を進めることが明記されました。

議員ご指摘のとおり、教員の業務内容は多岐にわたり、保護者対応等に苦慮する事例や、いじめ・不登校等の児童生徒の抱える諸課題への対応に迫られる事例等が多く見られることから、スクールロイヤー等の専門家の配置は、学校運営を円滑に行う有効な手段の1つであると考えます。今後、スクールロイヤー等の専門家の配置について、他市の取り組みや状況を調査してまいります。

らせてください



最近、学校のみならず、残念ながら市役所にも「心を病む人」が多くなってきています。学校はもちろんのこと、学校以外にも原因となる者に『引導を渡す』役目のスクールロイヤー等法律専門家の配置をお願いしたいと思います。